

〔事案 26-100〕 損害賠償請求

・平成 27 年 3 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

保険会社の誤説明を理由に、高度先進医療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

膀胱癌と診断され、膀胱温存療法である「血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与及び放射線治療の併用療法」による治療を受け、治療前に確認した保険会社のホームページに先進医療として本療法が掲載されていたので、平成 17 年 4 月に契約した高度先進医療特約にもとづき、高度先進医療給付金を請求したところ、本療法は、上記治療前に先進医療としての承認が取り消されていたとして、高度先進医療給付金の支払いを拒否された。

保険会社は、ホームページの表示内容に従い、高度先進医療給付金を支払ってほしい（主張①）。または、保険会社職員の案内（保険会社のホームページでの確認しか案内されていない）も、ホームページの表示も不十分であったことから、高度先進医療給付金相当額の損害賠償金を支払ってほしい請求する（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 給付金支払事由は約款に定められており、ホームページの記載をもって、給付金の支払いが決まるものではない。
- (2) 当社は、顧客から高度先進医療給付金の支払対象については、①主治医への問合せ、②厚生労働省のホームページ、③当社のホームページの 3 つの方法によって確認するよう回答している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 主張①について

保険契約はいわゆる附合契約であり、契約内容は約款の記載に従うことから、給付金の支払いは約款で定められた支払事由に該当する必要がある。本件特約においては、本件療法による治療が、厚生労働大臣（平成 13 年 1 月 6 日以後は厚生労働大臣）が承認した高度先進医療に該当する必要があるとされているが、本件療法は、平成 26 年 5 月に先進医療としての承認を取り消されているので、取消し後の本件治療が、支払対象にならないことは明らかである。

本件療法が保険会社のホームページの先進医療一覧に掲載され、その内容を申立人が信じたとしても、そのことによって高度先進医療給付金請求権が生じる理由とはならない。

2. 主張②について

厚生労働大臣が認める先進医療については随時見直しが行われることから、保険会社は、高度先進医療給付金支払対象についての問合せに対して、随時の見直しに対応できる案内を行う必要がある。

保険会社が主張する、3つの方法によって確認するとの案内は、これに対応できるものといえるが、どのような案内が行われたかについての当事者の言い分は異なる。

一方、保険会社のホームページには、「その方法・症例によっては先進医療に該当しない場合があります。先進医療に該当し、先進医療技術料を証明していただけるかどうか、必ず事前に病院にご確認ください」との表示もあり、必ず事前に病院に確認することを求めており、申立人が、病院（主治医）に確認していれば、先進医療に該当しないことの確認はできたといえる。したがって、保険会社のホームページの表示は、説明義務違反といえるほどに不十分であったとは認められない。

以上から、保険会社職員の案内、保険会社のホームページの表示について、保険会社の不法行為責任が生じるとまではいえない。

3. 和解について

当審査会の判断は、以上のとおりだが、保険会社のホームページには「当社にご照会いただくか、当社ホームページ「先進医療ガイド」もしくは厚生労働省のホームページにてご確認ください。」と表示されており、保険会社職員が、3つの方法によって確認するよう案内したといえるのかには疑問が残ること、また、保険会社のホームページの表示については、方法・症例によっては先進医療に該当しない場合があるため確認を求めているものであって、対象となる先進医療の種類について、病院の確認を求める記載ではないので的確な表示とはいえ、問題があることから、保険会社の不法行為責任が生じるとまではいえなくても、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断する。